

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

妻が退職して国民年金に加入してからは、妻が夫婦二人分の保険料を欠かさず納付していたはずであり、ずっと納付記録があるのに、申立期間だけ記録が無いことは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から国民年金に加入し、転居の際には直ちに住所変更の届出を行っており、保険料を納付していた妻も、厚生年金保険の資格喪失後に遅滞なく国民年金への切替手続を行うなど、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 15 か月と比較的短期間である上、申立期間以外に未納は無く、申立期間前後の保険料は納期限内に納付されており、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人が手伝っていた父の事業の業績が順調であるなど、申立人の資力及び生活状況に変化は見られないことから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 364

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

勤務先を退職して国民年金に加入してからは、夫と二人分の保険料を欠かさず納付していたはずであり、ずっと納付記録があるのに、申立期間だけ記録が無いことは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に勤務先を退職してすぐに国民年金への切替手続きを行い、転居の際には直ちに住所変更の届出を行うなど、国民年金制度への理解があり、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 15 か月と比較的短期間である上、申立期間以外に未納は無く、申立期間前後の保険料は納期限内に納付されており、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人の夫が手伝っていた義父の事業の業績が順調であるなど、申立人の生活状況に変化は見られないことから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成12年8月から13年10月までは28万円、同年11月は20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から13年12月31日まで
私がA社に勤めていた申立期間の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成12年8月から13年10月までは28万円、同年11月は20万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する平成12年8月から13年10月までは28万円、同年11月は20万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成13年12月31日）の後の14年2月4日付けで、12年8月1日に遡及して、標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年8月から13年10月までは28万円、同年11月は20万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで
20歳になった時に市役所から国民年金の通知が来たため、親の勧めで加入した。保険料の納付は義務なので、払わなかったことは絶対はない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には国民年金保険料を直接納付した記憶は無く、申立人の母親は納付組織の集金で納付していたと証言しているが、A市保管の台帳において、平成元年10月11日にB市に住民票が異動していることが確認できることから、組織での集金を継続していたとは考え難い。

また、申立人はB市役所において国民年金の手続をした記憶は無い上、オンライン記録において平成元年11月から不在被保険者になっていることや、4年4月1日に初めて厚生年金に加入した際の資格喪失、C市D町への住所変更及び現在使用されている基礎年金番号への統合が、19年3月6日に処理されていることから、B市に住民票を異動した後に国民年金の手続をせずに、20歳時に加入した手帳記号番号がそれまで放置されていたことが確認できる。

さらに、申立期間については、A市保管の被保険者台帳と社会保険事務所(当時)が保管している台帳の記録は同一内容であり、その記録に不自然なところも見られず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 16 日から 40 年 5 月 2 日まで

② 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

年金記録の通知をもらって、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱表示がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、同僚の中には、「会社に書類を提出し、会社が請求してくれた。」と申述している者がおり、申立人の脱退手当金は、退職後約2か月半で支給決定されていることから、事業主による代理請求の可能性も考えられる。

さらに、申立人には、申立期間の前に、脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、3か月と短期間である上、申立期間当時は、請求者からの申出が無い限り、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。